1　締約国は、この章の規定の運用又は実施から生ずる重要な税関に関する問題に関し、いつでも、当該問題に関連する詳細を提供して、他の締約国との協議を要請することができる。当該協議については、関係する締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、3の規定に従って指定されるそれぞれの連絡部局を通じて行い、及び要請を受領した日の後三十日以内に開始する。

2　1に規定する協議によりその問題を解決することができない場合には、要請を行った締約国は、当該問題を物品に関する委員会に付託することができる。

3　各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この章の規定の実施のための一又は二以上の連絡部局を指定し、並びに連絡先の詳細及び他の関連する情報がある場合には当該関連する情報を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に対して速やかに通報する。

第四・二十一条　実施措置

締約国は、この章の規定に基づく約束のうち一部のものの実施における締約国の準備状況の異なる水準を認識し、附属書四Ａ（約束の実施のための期間）に特定する一定の期間（特定された約束の完全な実施がその期間内に開始される。）を与えられる。

附属書四Ａ　約束の実施のための期間

この附属書の規定の適用上、年数（例えば、「五年」）とは、各条のそれぞれの規定の完全な実施がこの協定が効力を生ずる日から所定の年数以内に開始されることをいい、確定日（例えば、「二千二十二年二月二十八日」）とは、特定された約束の完全な実施が開始される期間の末日をいう。

注釈　次に掲げる各条に具体的な項への言及がない場合には、当該各条の全ての規定について、その特定された実施のための期間の対象とする。

ブルネイ・ダルサラーム国

第四・十三条	認定事業者のための貿易円滑化措置	二千二十二年二月二十八日
第四・十八条	審査の請求及び異議の申立て	二千二十三年三月三十一日

カンボジア

第四・九条	到着の前の処理	五年
第四・十一条	物品の引取りの許可	
	2　物品の引取りの許可のための期間（可能な限り、物品が到着し、かつ、必要な情報が提出された時から四十八時間以内）	五年
	6　腐敗しやすい物品の引取りの許可（可能な限り六時間未満）	五年
	8　腐敗しやすい物品のための保管施設及び手続	五年
第四・十二条	情報技術の利用	
	2　情報技術（積荷の到着前のデータの提出及び危険度に応じた管理手法のための電子的な又は自動化されたシステムを含む。）の利用	五年
	4　電子的に提出される貿易実務に係る文書の法的な同等性	五年
	5　国際的な基準又は方式	五年
	6　電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するための他の締約国との協力及び国際的な場における協力	五年
第四・十三条	認定事業者のための貿易円滑化措置	五年
第四・十五条	急送貨物	
	1　次の事項を含む急送貨物に関する手続の範囲	
	(a)　到着の前の処理	五年
	(b)　情報の一括した提出	五年
	(c)　書類に係る要件の最小化	五年
	(d)　可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可（可能な場合には六時間以内）	五年
	(e)　急送貨物の重量又は課税価額に関する(a)から(d)までに規定する待遇	五年
第四・十九条	税関協力	五年

中国

第四・四条	一貫性	五年

インドネシア

第四・十条	事前教示	二千二十二年二月二十八日
第四・十四条	危険度に応じた管理手法	二千二十二年二月二十八日

ラオス

第四・十条	事前教示	
	2　申請者の法的代理人又は登録	三年
	3　事前の教示を行う手続	三年
	7　事前の教示の有効性	五年
	8　事前の教示の取消し、修正又は無効化の理由に関する申請者に対する通知	五年
	9　事前の教示の遡及的な取消し、修正又は無効化	五年
	10　事前の教示が有する拘束力	三年
	11　事前の教示に関する手続の公表	三年
	12　事前の教示に関する情報の公表	三年
第四・十一条	物品の引取りの許可	
	1　簡素化された税関手続の採用又は維持	三年
	2　物品の引取りの許可のための期間（可能な限り、物品が到着し、かつ、必要な情報が提出された時から四十八時間以内）	三年
	3　更なる検査のための物品の選定	三年
	4　関税、租税、手数料及び課徴金についての最終的な決定が行われる前の物品の引取りの許可	三年
	5　物品を検査し、留置し、差し押さえ、又は没収する権利	三年
	6　腐敗しやすい物品の引取りの許可（可能な限り六時間未満）	五年
	7　検査の日程を決定する場合における腐敗しやすい物品の優先	三年
	8　腐敗しやすい物品のための保管施設及び手続	五年
第四・十二条	情報技術の利用	
	2　情報技術（積荷の到着前のデータの提出及び危険度に応じた管理手法のための電子的な又は自動化されたシステムを含む。）の利用	三年
	3　貿易実務に係る文書を電子的形式により公に利用可能なものとすること。	三年
	4　電子的に提出される貿易実務に係る文書の法的な同等性	五年
	5　国際的な基準又は方式	五年
	6　電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するための他の締約国との協力及び国際的な場における協力	五年
第四・十三条	認定事業者のための貿易円滑化措置	五年
第四・十四条	危険度に応じた管理手法	
	1　危険度に応じた管理手法の制度の採用又は維持	三年
第四・十五条	急送貨物	
	1　次の事項を含む急送貨物に関する手続の範囲	
	(a)　到着の前の処理	三年
	(b)　情報の一括した提出	五年